

国民年金システム標準化研究会 ベンダー分科会(第1回)
議事要旨

日時：令和3年10月25日(月) 13:00~15:00

場所：オンライン開催

出席者(敬称略)

(構成員)

日名子 大輔	株式会社RKKCS 企画開発本部企画開発部
深谷 瞬	株式会社TKC 住民情報システム開発センター住民情報システム技術部
川江 祐介	日本電気株式会社 公共システム開発本部住民情報グループ 主任
山崎 高広	株式会社電算 開発本部ソリューション1部 主幹
大村 周久	富士通Japan株式会社 行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部第一ソリューション部 部長
黒田 隆史	株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部第二開発本部第一開発部 主任技師

(オブザーバー)

上野 耕司	厚生労働省デジタル統括アドバイザー
山本 康	厚生労働省デジタル統括アドバイザー
伊藤 豪一	デジタル庁プロジェクトマネージャー
前田 みゆき	デジタル庁プロジェクトマネージャー
丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
田尻 和広	日本年金機構事業企画部事業企画グループ長
和田 大	日本年金機構国民年金部適用グループ長
高柳 淳一	日本年金機構システム企画部システム開発調整グループ参事役
鎌倉 静香	厚生労働省年金局事業管理課 課長補佐
濱村 明	厚生労働省年金局事業管理課 課長補佐
平山 宏昌	厚生労働省年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官

【議事次第】

1. 開会

2. 議事

- (1) 第1回研究会の振り返り
- (2) 標準仕様の構成(ツリー図)における論点討議
- (3) 業務フローにおける論点討議
- (4) 機能要件及び帳票要件について
- (5) 今後の進め方について
- (6) その他

3. 閉会

【意見交換(概要)】

(2) 標準仕様の構成(ツリー図)における論点討議

- 討議事項「共通①(年金機構への送付/情報登録業務の集約可否)」について、論点①及び論点②共に問題ないを考える。なお、業務フロー5.1(年金機構への報告・送付)と業務フロー5.2(年金機構からの情報登録)において点線横に各帳票を書類アイコンと共に表記しているが、申請者が記入して提出するもの又はシステムから出力して進達するものがあり、媒体も2種類(電子媒体、紙媒体)に分かれていると思う。最終成果物では、これらの情報が業務フロー上で識別できるようにしていただきたい。(構成員)
- 業務フロー上で識別できるような形で整理を進め、当該討議事項については、業務フローをまとめる方向で進めることとする。(事務局)
- 討議事項「共通②(2021年度より実施していない業務の取扱い)」について、業務フローに残すとは、P.9業務フローに記載された「2021年度より廃止」にかかる業務フローをそのまま残すということか。(構成員)
- 情報提供がなくなったため、そもそもツリー図として残す必要があるかということである。しかしながら、年金機構が情報を取得できないケースが一定数発生せざるを得ない状況であり、年金機構からの個別の情報提供依頼に対応する業務は今後もし残ってしまうため、適切な業務フローに引き直す必要があると考えている。(事務局)
- ツリー図と業務フローを残すことで、読み手に従来通りの業務を実施するという誤解を与える恐れがある。もし残すならば、誤解を与えないような補記が必要と考える。(構成員)
- 承知した。従来の業務との変更点、残った業務の内容と流れを整理して業務フロー上に補記する。(事務局)
- 現在、所得情報は自治体から年金機構に電子媒体で提供しているが、業務フローを残すということは紙媒体の機能を作成したうえで残すということか。(構成員)
- 紙媒体あるいは電子媒体に分かれるケースがあると思うが、手作業をなくするという観点に立って電子媒体として整理する方向で考えているがいかがか。(オブザーバー)
- 電子媒体の送付もあるか。(構成員)
- 情報提供ネットワークのエラー等で対応できない場合には、年金機構から自治体に

情報提供を依頼しているが、自治体から作業が煩雑という声があった。利便性向上のため、エラー対象者が記録された電子媒体を年金機構が送付し、当該媒体を自治体に返送いただくのがよいと考えている。（オブザーバー）

- 2021年度に廃止となっているが、電子媒体は復活するということか。その場合、媒体に関する仕様が年金機構から提示されるのか。（構成員）
- 情報提供ネットワークだけでは情報を収集出来ない場合があり、収集できなかった方々については自治体から情報を提供いただく必要がある。現行の業務フローが復活するということではなく、収集する対象規模を縮小した形で情報提供の機能を使用していただくということである。（オブザーバー）
- 業務がどう変わるかを明確にしたうえでツリー図を残して整理する。また、情報提供については電子媒体のやり取りを念頭に置いて標準化仕様の検討を進める。（事務局）
- 討議事項「共通③（個別の調査依頼を公用照会に含めることの是非）」について、共通②のツリー図が廃止となった場合の論点である。ツリー図を残すこととなったため、当該討議事項は論点の対象外とする。（事務局）
- 討議事項「共通④（法制度が異なる業務（年金生活者支援給付金）の記載単位）」について、ツリー図・業務フロー共に分けて問題ない考える。（構成員）
- 承知した。他の事業者の方々も同じ意見と考え、分けて整理することとする。（事務局）
- 討議事項「個別①（国内転出における住民記録システムとの連携）」について、P. 12 スライド中の背景「転出に係る年金機構への報告業務は実施しないこととなった」は正確ではない。マイナンバーと紐づかない被保険者に対しての報告業務は残る。（オブザーバー）
- 承知した。その旨を業務フローに明記する。（事務局）
- 業務フローを残すことは問題ない。住民記録システム側に連携する具体的な項目などは標準仕様書に記載されるか。（構成員）
- 現行の業務・システムにおいて、国民年金と住民基本台帳の担当間で何らかのやり取りがあるのであれば、その旨を業務フローに反映させる必要があるため、ご意見・ご指摘をいただきたい。しかし、将来的な標準システム間のデータ連携についての話であれば、デジタル庁における議論を踏まえたうえで整理する必要があると考えている。（オブザーバー）
- 議論を踏まえて次の通り整理する。マイナンバーと紐づかない被保険者については

報告が必要となるため、その旨を業務フローに記載する。また、業務フロー上に住民記録システムとのデータ連携は明記した上で、連携項目については、デジタル庁における検討状況と連携を図りつつ、必要な範囲で機能要件に反映していくことになるかと理解している。（事務局）

- 討議事項「個別②（年金機構における所得情報把握の運用）」について、連携開始時期が未定のため、業務フローは残すこととする。（事務局）
- 討議事項「個別③（所得情報提供（年金受給者））の削除是非」について、業務フロー6.3「所得情報提供（年金生活者支援給付金）」と業務フロー6.4「所得情報提供（年金受給者）」は分ける方向で整理を進めているがいかがか。（事務局）
- 国民年金業務で使用される機能が同じであれば、できるだけ同じ機能として整理すべきと考える。電子あるいは紙媒体による送付差異は機能の差異に繋がるため、たとえ実施頻度が異なっても、レイアウトが同じであれば同じ機能として整理すべきと考えるが、機能要件の考え方について教えていただきたい。業務差異からあるべき機能要件を導出するのか、現行業務を維持することを前提として機能要件を導出するのか。国民年金システムの標準化では、いずれの考えで機能要件の整理を進めるか。（構成員）
- 今回作成している要件は、必ずしも作成する機能の単位を示すものではない。あくまで業務を実現するための要件として整理を進めていると考える。（事務局）
- 例えば、業務フローに記載された機能が50個であり、ベンダーが提供した機能が48個である場合に、48個で50個の機能要件をカバーできていれば問題はなく、標準仕様書でもそこまで踏み込んだ整理は行わないということか。その場合、標準仕様書ではレイアウトや様式の差異にまで踏み込んだ整理はしづらいと考えるが、標準化として、項目や出力形式などを議論するのか。（構成員）
- 本日の資料4にも示しているが、帳票の種類に応じ、項目や様式の定義要否の振分け基準を整理している。法令上必須である帳票については、項目やレイアウトを整理する想定である。（事務局）
- 承知した。なお、年金機構とのデータ連携に関する出力項目の整理は、デジタル庁が進めているデータ要件とどう棲み分けるのか。デジタル庁がデータ要件を整理することにより、当該内容は国民年金標準化の仕様書には記載されないこととなるか。（構成員）
- デジタル庁では標準化システム同士のデータ連携について定義し、標準化システムと年金機構の関係については、国民年金標準化における議論と認識している。（オ

ブザーバー)

- 補足させていただくと、デジタル庁にて定める連携要件は、まず、標準準拠システム同士について規定する。更に、国民年金標準化において年金機構とのデータ連携が整理され、標準準拠システムの機能要件として記載されるのであれば、標準準拠システム以外の外部システムとの連携として、デジタル庁にて定める連携要件にも反映していくこととなる。(オブザーバー)
 - 議論を踏まえて次の整理とする。ツリー図及び業務フロー上、年金生活者支援給付金と年金受給者は分けて整理する。データ連携に関し、標準システム同士の連携要件はデジタル庁が主導して取りまとめると理解しており、国民年金システムとそれ以外の連携については、ある程度国民年金システム側で議論を深め、必要に応じてデジタル庁と協議・調整しつつ、国民年金システムとして整理を進める。(事務局)
 - 討議事項「個別④(DV管理業務の位置づけと要件)」について、機能要件以降に必要な要件を定義していく方向性としていたがいかがか。(事務局)
 - 弊社の各種領域における製品では管理しているため、標準化システムでも対応可能と考える。(構成員)
 - 承知した。機能要件・帳票要件の検討を深めていく中で、必須あるいはオプション機能とするか、機能をどの程度実現するか討議・確認いただければと考えている。(事務局)
- (3) 業務フローにおける論点討議
- 討議事項「共通①(関係届書出力に関するフロー上の取り扱い)」について、標準仕様書に定義する帳票については、法定帳票や必須あるいはオプション機能を問わず記載すべきと考える。どの帳票がどこで使われるのかを仕様書に記載しなければ、帳票と業務フローの整合性を担保できなくなる。一方、国民年金以外の他業務の標準仕様書では必須あるいはオプション機能はどこまで記載としているのか参考にすべきではないか。(構成員)
 - 第1グループにおける標準仕様書の記載を参考にしつつ、国民年金として記載すべき粒度の整理を進めることとする。また、「届書出力」については業務フローに記載する方向で整理する。(事務局)
 - 討議事項「共通②(住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連))」について、住民記録システムとの連携は、業務フローに記載する方向で進める。(事務局)
 - 討議事項「共通③(資格喪失(死亡、海外転出、60歳到達等)の把握方法)」につ

いて、住民記録システムからの連携自体は問題ないと思うが、連携方法について確認したい。当該連携は自動処理するのか、連携したデータを確認しながら自治体が1件ずつ処理することを想定しているか。例えば、任意加入では自動引き落としで問題ないかを自治体が判断しながら運用しているため、どう処理するのか確認いただきたい。（構成員）

- 標準化としてどこまでシステム化を進めるかは自治体の要望を踏まえながら、業務フローを定めていくことになると思う。（事務局）
- 自治体の規模により、一括処理かオンライン処理とするか、必要な機能が変わると考える。その場合、業務フローに処理方法は表現されるのか、あるいは記載せず、業務フロー上の業務が達成されれば問題ないという整理となるか。（構成員）
- 第1回ワーキングチームでも業務フローの記載はできるだけ明確にすべきという話が挙がった。（事務局）
- 本件については、国民年金だけでは議論しづらいところがあると考えている。例えば、海外転出を起因とする手続きは国民年金以外にもあり、個別システムの中だけでは議論しつくせないところがある。他の議論の場に繋げていくためにも、今後の課題として提案させていただきたい。なお、海外転出の法令上は、申請者本人が任意加入を申請する必要があるため、一件ずつ確認しながら業務を進めていく機能が必要と考えている。（オブザーバー）
- 分かりにくい箇所はできるだけ明記するとともに、議論にあたって国民年金以外の業務領域における議論も見定めながら整理を進めていく。（事務局）
- 討議事項「個別①（公用照会における証明書作成のシステム化要否）」について、帳票を作成することで問題ない。第1回研究会で、年金機構が把握できない所得情報がある場合には、システム的な観点から電子媒体を用いた依頼がよいという話があったが、紙の機能を作れば電子媒体のやり取りが不要となるのではないか。（構成員）
- 継続免除を短期間で大量照会する必要がある場合に電子媒体の要望をいただいている。現行業務では1件ずつ処理するケースとなる紙媒体の話と、一括で大量処理する電子媒体の話に分かれていると考えている。（オブザーバー）
- 今後、大量照会の依頼はありえるのか。（構成員）
- 所得情報提供廃止後も一定程度は所得情報提供依頼が残ることとなる。現状の照会母数は250万件程度であるが、仮にその5%~10%と見積もる場合でも、10万件単位で所得情報提供依頼は発生しうる。（オブザーバー）

- 過去の依頼は万単位であったため「大量」という言葉を用いたが、今回は手作業で処理するには「大量」という意味である。例えば、600件や1,000件といった照会依頼時に電子媒体を渡し、当該媒体を返送してもらうことを想定している。（オブザーバー）
- 議論を踏まえて次の整理とする。証明書作成はシステム化対象とし、また、電子媒体は手作業の大量処理時に必要なものとして整理する。（事務局）
- 討議事項「個別②（年金機構からの所得状況届に対する自治体対応の標準化）」について、自治体から提出された資料の基準に従って整理を進める。（事務局）
- 討議事項「個別③「受給者の異動に関する業務（氏名・生年月日・性別変更）」について、受給者から受け付けた分については業務フロー4.1（年金請求書等受理・審査）にて対応することとする。（事務局）

（4）機能要件及び帳票要件について

- 2点ある。1点目は、P.4のオプション機能にかかる一次判断の基準の記載「10団体のうち、1団体以上で実装されている」についてである。当該記載では、今回の研究会に参加していない自治体において、仮に参加していれば機能要件に採用されたのではないかとの誤解を生じる恐れがある。前提条件として、今回の研究会に参加した自治体及びベンダーが対象である旨の補記が必要である。2点目は諸元表について。P.7の帳票要件では諸元表を対象外としているが、住民記録システムでは諸元表を含めて定義している。国民年金業務として諸元表を対象外とした理由を教えてください。（構成員）
- 1点目については、前提条件を補記する。なお、補足であるが、第2回研究会にて取りまとめた要件定義書（素案）について、12月下旬より意見照会に諮る予定である。意見照会を通じ、研究会に参画されていない自治体の声を拾う活動も行っていく。（事務局）
- 2点目の諸元表について、必要性は認識しているが、本研究会のスケジュールを踏まえると2022年夏までに諸元表を決め切ることは難しいと考えている。2022年夏までの成果物からは諸元表を対象外とし、別の機会にて諸元表の検討機会を設けたいと考えている。（オブザーバー）
- 承知した。なお、データ要件のスケジュールでは、2022年夏までにデータ要件を定義するとなっているため、これら整合性を含めてデジタル庁と検討の上進めていただきたい。（構成員）

以上